

1. 令和3年度における監査結果

令和3年度における監査結果

【監査結果の概要】

北海道財務局において、23件の監査を実施し、3件（13.0%）について問題点等を指摘しました。

【重点対象】

- ①「一定の地域又は官署を特定した庁舎等」の使用実態等
- ②「各省各庁所管の普通財産」の有効活用に向けた処理の進捗状況

《重点対象に係る監査結果》

- ①庁舎等の使用実態について、有効活用等を求めたもの等。⇒ 監査23件に対し、指摘3件

【指摘内容別】

指摘内容	行政財産	普通財産	合計	
	件数(件)	件数(件)	件数(件)	割合(%)
庁舎等の有効活用	3	0	3	100
庁舎等の借受解消	0	0	0	0
用途廃止・引継	0	0	0	0
財産管理の不備	0	0	0	0
合計	3	0	3	100.0

令和3年度 監査結果一覧表

1.【行政財産】一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘(3件)

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	指摘類型	
庁舎等の有効活用	a	庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b	余剰が生じている庁舎への移転等のため、借受解消を求めたもの。
用途廃止・引継	c	庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継を求めたもの。
財産管理の不備	d1	国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。

※ 一覧表「指摘区分」欄の凡例

- 是 正 : 用途廃止等の措置を求めたもの等
- 検 討 : 用途廃止等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等
- 留 意 : 是正及び検討に該当するものの、その内容が軽微なもの等

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	a	法務省	札幌地方検察庁	一般	—	室蘭法務総合庁舎	北海道室蘭市日の出町1-18-4	留意	室蘭法務総合庁舎は、現時点で周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約70㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
2	a	財務省	札幌国税局	一般	—	室蘭地方合同庁舎	北海道室蘭市入江町1-13	検討	室蘭地方合同庁舎は、津波浸水想定区域内にあり、津波による被害が発生した場合、災害時に必要な機能を発揮できないおそれがあることから、庁舎機能を維持するうえで必要不可欠な電気機械設備の移設について、関係機関と協議を行う必要がある。
3	a	国土交通省	室蘭開発建設部	一般	—	室蘭開発建設部	北海道室蘭市入江町1番地14	検討	室蘭開発建設部は、津波浸水想定区域内にあり、津波による被害が発生した場合、災害時に必要な機能を発揮できないおそれがあることから、庁舎機能を維持するうえで必要不可欠な電気機械設備の移設について、関係機関と協議を行う必要がある。